人とする。思ふに前者は雇傭の雜役を加算しなかつたのであらう。その他に乘馬五十二疋・駄馬四十疋があつた。而して慶喜は事既に鎭靜に歸したから、廿四日海津を發し、幕府の監察も亦廿七日を以て歸京した。

(五)大聖寺藩の出兵—初め浪士の越前に入らんとした時、福井侯松平茂昭及び丸岡侯有馬道純は長州征伐の軍に從うて不在であつた。是を以て丸岡藩は先づ大聖寺藩の援を請ひ、大聖寺藩は九日前田主計の隊を山中に出して、越前口の大内・風谷に備へ、山崎權丞の隊を丸岡藩の爲に熊坂に派し、十日前田中務の隊を橡驛に備へしめた。この日福井藩も亦援を大聖寺及び加賀藩に求めた。因つて山中の隊を越前に入らしめ、後三日にして橡の隊も亦前進し、熊坂の隊を右村に移した。この間に浪士は大野藩の封境を去り、遂に木芽峠を踰えたので、福井藩の老侯松平慶永は府中に進み、更に大聖寺藩の來援を促した爲に、前田主計は鯖江に、前田中務は麻生津に陣した。然るに浪士は十七日に至つて降伏したから、十九日慶永は鯖江に書を送つてその撤退を求め、大聖寺藩の士卒にして越前に在つたものは、廿二日皆歸還した。

(六)浪士の處刑—加賀藩が浪士を敦賀の三寺院に收容した後は、その待遇極めて懇切で、大に浪士の感謝する所となつた。然るに元治二年(慶應元)正月幕府の若年寄田沼玄蕃頭意尊が、降人を糺問する爲既に江戸を發したとの報を得るに及び、意尊が昔て浪士と常陸に戰うて敗れたるものなるを以て、必ず彼等を過するに亡狀なるべきを思ひ、慶喜に訴へて意尊の至ると共にその警衛を辭することゝし、幕府の命によりて廿九日浪士を福井・小濱・彦根三藩に引渡し、二月三日及び四日に敦賀を發して、八日遂く金澤に歸着した。而して意尊の裁判は朔日を以て開始せられ、四日耕雲齋以下廿四人を、十五日には百三十人を、十六日には九十六人を斬し、その他三百六人は追放、百廿八人は流刑に處し、百三十餘人は水戸に送還せられた。

(七)松原神社—耕雲齋等の死に就いた翌慶應二年永原孝知・不破貞順等相謀り、四月四日追悼の法會を大乘寺に擧げた。五月西本願寺は、浪士の墓標をその刑場來迎寺野に建てんとして、資を加賀藩に請うたから、前田慶寧は四百兩を與へて工を助け、九月越前に在つて衣食に窮した浪士六人に二百兩を贈つた。明治五年孝知亦水府義勇塚を自家の菩提所棟岳寺に建てた。八年朝廷耕雲齋等の廟に松原神社の號を授けられ、十一年車駕北巡の時祭祀料五百圓を下賜せられたが、未だ祠殿を有しなかつたので、三十一年地方有志等造營の爲助資を前田氏に請ひ、侯爵利嗣は獨力工を竣へ、十月九日その鎭座式を擧行した。

ミナヅキ　水無月　能登で舊六月晦日を水無月といふた。水無月祓の略であらう。

ミナヅキ　皆月　鳳至郡七浦庄に屬する部落。元和六年皆月村續きに新村を立て、之を新村と名づけたが、後親村に合併せられた。能登名跡志に、『皆月村餘程よき村にして、夏中破損擧行滯在あり。長田彦とて、利家公より御扶持戴きある山廻役あり。御收納藏あり。此七浦の獻上塩辛は此所にて出來す。卽塩辛御藏あり。又此沖に鳴動とて、雌雄の二つの浮島あり。』と記す。皆月の浦をまた茂りの浦又は藻浦ともいふ。

ミナヅキノヒコ　皆月の彦　→ヒコ　彦。

ミナヅキハツケイ　皆月八景　鳳至郡皆月附近の景勝を數へたもので、藻浦の歸帆、月田の秋月、六田の落雁、皆月橋の納涼、東峰山の晩鐘、鋸崎の夕雲、神明宮の夜雨、小枕山の暮雪これである。

ミナヅキヒヨシジンジヤ　皆月日吉神社　鳳至郡皆月に在つた。式内等舊社記に、『皆月日吉神社。七浦庄皆月村鎭座。稱ニ山王權現一』と記する。今は無い。

ミナヅキワン　皆月灣　鳳至郡皆月前面の小灣をいふ。

ミナト　皆戸　鳳至郡時國(西時國)の內の小字。

ミナト　湊　能美郡板津鄕に屬する部落。手取川の河口で、古へは今湊といひ、前田利長の書狀にも今湊と書いたのがあるが、正保・寛文・貞享の高辻帳には湊村になつてゐる。

ミナトゴウ　湊鄕　正平四年三月十五日右中辨判、瀧口中務少輔宛所の綸旨に、『能登國白井郡湊鄕南北地頭職爲勳功賞可令知行者云々。』とある。白井郡は羽咋郡で、湊鄕は湊保と同じだらう。

ミナトホ　湊保　羽咋郡に在つた。承久三年注進の能登國田數目錄に、『湊保、拾八町九段八、承久元年檢立□□、件所爲國衙綺停止也。』とある。又寶泉寺文書建武五年二月十三日平行衆の寄進狀に、能登國湊保南方兵庫村といひ、永光寺舊記貞和三年正月十五日良韶の寄進狀に能登國羽咋湊保吉崎といふから、邑智潟排水口附近なる湊保を一に羽咋湊保といひ、その中に兵庫村・吉崎村のあることが知られる。後世兵庫村は粟生保に、吉崎村は邑知院に屬してゐた。

ミナトヤムラジロウ　港屋村次郎　石川郡美川の人。一雀と號し、蒔繪を業とし、本吉製厨子の壁價を高からしめた。寛政八年に生まれ、安政六年九月六十四歲で歿した。

ミナミ　南　鹿島郡能登島庄に屬する部落。

ミナミ　南　鳳至郡阿岸鄕に屬する部落。永祿・天正の文書には阿岸とするものである。

ミナミ　南　→アハヅ　粟津(珠洲)。

ミナミアガタシヨウ　南縣庄　和名抄所載加賀郡英多鄕の地である。正平九年十一月廿二日付水無瀨中納言宛所の綸旨に、『以水成瀨殿御所跡、可被立社壇、加賀國南縣莊地頭職云々爲彼御料所云々。』とあり、後世また河北郡英田(アガタ)鄕がある。

ミナミアガタホ　南英田保　→アガタホ　英田保。

ミナミアサキ　南淺井　能美郡苗代鄕に屬する部落。

ミナミオドゾウ　南御土藏　→カナヤブンコ　金谷文庫。

ミナミオドゾウブギヨウ　南御土藏奉行　南御土藏奉行は元祿十四年河地七兵衛・山口勝之丞二人が命ぜられたに起る。その以前は御書物役二人が一年交替に勤めて、之を南御土藏裁許といふた。延享中奉行の數を改めて四人とし、天明七年から五人で勤めた。

ミナミガタ　南方　珠洲郡直鄕に屬する部落。

ミナミガハ　南川　鳳至郡山是清領山から流出で、北川領で阿岸川に落合ふ。水源から合流點まで八粁七許。